

令和7年度 第8回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年11月5日（金）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （15名）

出席者 （会長）吉田陽一

（代理）戸部秀悦

（委員）

1番	佐藤洋介	2番	加藤和洋	3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	
10番	武田一雄	11番		12番	佐藤正樹
13番		14番		15番	
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席（3名）

5. 農業委員会業務報告(10月分)

6. 報告事項

報告第5号 農地法第5条の許可について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法5条の許可について

8. その他

農用地利用集積等促進計画の公告について

9. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	濱	野	勇	幸
局	長	補	佐	鈴	木	俊	市
主		事		浅	井	和	将

10. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年度第8回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回の総会は報告事項が2件、議事案件が2件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長 令和7年度第8回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
す。

先週の農業委員会大会に出席された委員の方々に置かれましては、大変お疲れさまでした。

今年は、雨による稲刈り作業の遅れが心配されましたが、無事、終わることができ、安堵しております。

作柄につきましては、夏の高温や水不足による影響も少なく、例年並みと聞いております。

梨につきましては、降雹による被害があり、減収が見込まれると聞いており、行政による手厚い支援を期待しております。

米農家にとっては、今後の米価の推移が気になることでありますが、高市新総裁の政権となり、鈴木新農政相からは、増産ではなく生産調整継続の話がありました。 今後皆さんと考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

さて、本日の案件は、報告事項が2件、議事案件が2件でありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

事務局長 次に、総会の定足数についてであります。

9 番 鈴木孫城委員、11 番 伊藤賢一、委員 13 番 目黒千衣子委員、14 番 山本義則委員から欠席の届け出があり、本日は 18 名中 14 名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長 男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお諮りしたら、よろしいでしょうか。

一 同 議長一任。

議 長 議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、2 番 加藤 和洋委員、3 番 伊藤 淑榮委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。

それでは、農業委員会業務報告を事務局より説明いたします。

浅井主事 それでは 10 月の農業委員会業務報告を、ご説明いたします。

座って説明させていただきます。

10 月 3 日、第 7 回農業委員会定例総会を開催しております。

10 月 17 日、5 条関係の現地確認を北浦地区にて実施しております。

10月21日と24日、3条関係の現地確認を、脇本、男鹿中、船越、弘戸地区にてそれぞれ実施しております。

10月22日から23日にかけて、全国農業担い手サミットin鹿児島が開催され、吉田会長が出席しております。

10月27日、第115回常設審議委員会及び、秋田県農業会議第46回理事会が開催されております。

出席者については、記載の通りとなっております。

今後の予定についてご説明いたします。

11月12日、農業委員、農地利用最適化推進委員への女性登用促進に向けた地区別研修会が、秋田パークホテルで開催される予定となっております。

11月13日、19日、2日間にかけて、農地パトロールを実施予定としております。

11月25日、第116回常設審議委員会が開催予定となっております。

11月26日から27日に掛け、令和7年度、農業者年金加入推進セミナー及び、県選出国會議員要請集会、

また、農業リーダーズサミット2025 全国農業委員会会長代表者集会が、東京都にて開催予定となっており、吉田会長の出席予定となっております。

12月5日、今年最後となる第9回農業委員会定例総会が開催予定となっております。

説明は以上となります。

議 長

ただ今の事務局の説明について、何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし

議 長

ないようですので、よろしくお願いいたします。

続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告第 5 号農地法第 5 条の結果について、よろしくお願いいたします。

浅井主事

議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 5 条の 2 についてご説明いたします。

令和 7 年 10 月 3 日開催の第 7 回男鹿市農業委員会定例総会において、ご審議いただきました、農地法第 5 条、申請地船越字サッピ 79 番 1、転用者、A、転用目的、一般個人住宅、こちらの転用案件につきまして、令和 7 年 10 月 27 日に開催されました、秋田県農業会議常設審議委員会において許可相当となりましたので、ご報告いたします。

説明は以上となります。

議 長

只今の説明に対し、何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし

議 長

報告でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、よろしくお願いいたします。

浅井主事

それでは議案書の 2 ページをお願いします。

報告第 6 号、農地法第 18 条の案件であります。

申請番号 1 号、福川字起上ケ 484 他 1 筆、地目、田、面積、計 3,720 m²。

渡人が福川の A、受人が福川の B

こちらですが、受人の B さんが、病気のため耕作できなくなったことにより、契約を解除し、他の耕作者と農地を売買するための解約となります。

説明は以上となります。

議 長

これについて何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

ないということですので、ご了承願います。

続きまして、議事案件に入りたいと思います。

議案第 16 号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を願います。

鈴木局長

それでは、皆様お手元の議案書の 3 ページをご覧ください。

補佐

農地法第3条の関係について、申請番号 1 号からご説明します。

座ったまま、説明させていただきますので、ご了承ください。

それでは、申請番号 1 号、所有権移転の案件であります。

福川字起上ケ 98 他 1 筆、地目、田 1 筆、畑 1 筆、面積計 858 m²。

渡人が福川の C。受人が福川の D。

D さん側の要望により C さんが買い取りするということです。

10a あたり 233,000 円、総額 200,000 円ということで、あります。

申請番号 2 号、これも所有権移転の案件であります。

福川字起上ケ 98 他一筆、地目田、面積計 3,720 m²。

渡し人が福川の E、受け人が、福川の F。

本件は、先ほど合意解約があった土地を、Fさんが買い取りするものであります。

Eさんからの要望により買い取るということで、10aあたり300,000円、総額1,116,000円ということでありました。

ここまで、所有権移転の案件について説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明がありましたが、1番と2番について、審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一 同 異議なしの声あり。

議 長 異議なしの声がありましたので、審議終了したいと思います。
次に3番から声明をお願いします。

鈴木局長 それでは、同じく3ページの、申請番号3号、ここからは、賃貸借権設定の案件
補佐 であります。

船越字那場掛57他2筆、地目田、面積計2,283㎡。

渡人が船越のG。

受け人が船越のH。

これは、Gさん側からの要望で、Hさんが、新規で契約を受ける契約になります。

新規3年、10aあたり2俵、水利費は貸人負担ということになっております。

続きまして、申請番号4号から、つづく、4ページの申請番号6号まで、同じ受け人となりますので、一括して説明いたしたいと思います。

脇本百川字方丈田35他11筆、地目田、面積計11,203㎡、渡人が脇本のI他2名。受け人が脇本のJ。

これは契約の更新であります。詳細は割愛させていただきます。

すべて再設定 5 年の案件であります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

申請番号 7 号、五里合中石字疋沢 169 他 1 筆、地目田、面積計 11,622 m²、

渡人が船越のK、受け人が五里合のL。

Kさんからの要望により、Lさんが受けるということで、今まで相対で行っていた土地を、今回、新規の契約ということになります。

新規の 10 年で 10a あたり 7,500 円その他、10a あたり 0.5 俵という契約になっております。

水利費は貸し人負担ということになっております。

申請番号 8 号、払戸字八郎新田 268 他 1 筆、地目田、面積計 2,150 m²。

渡人が払戸のM、受け人が払戸のN。

契約の更新であります。再設定の 10 年契約であります。

申請番号 9 号、男鹿中滝川字鶴巻 3-1 他 7 筆、地目田、面積計 29,138 m²。

渡人が男鹿中のO、受け人が男鹿中のP。

契約の更新であります。再設定 3 年の契約であります。

以上で説明を終わります。

これについて、何かご意見ございませんか。

清水司委
員

申請番号 3 号の渡し人、Gが、申請に来ていたのですか。

鈴木局長
補佐

契約者同士二人では来ていなくても、申請内容は説明した通り聞いております。

清水司委 員	高齢の方の契約の場合、認知機能の低下が疑われる場合は、何らかの手立てが必要ではないか。
議 長	暫時休憩します。 再開します。 今、皆さんが休憩中言われとおり、高齢者の対応について事務局も含めて、私たちも十分注意したうえで進めなければなりません。 家族の連絡先を聞くなり、対応を考えたいと思いますのでよろしくお願いします。 その他ありませんか。
一 同	なしの声
議 長	続きまして、議案第 17 号、農地法第 5 条の許可について、よろしくお願いいたします。
浅井主事	それでは、議案書の 5 ページをお願いいたします。 座ってご説明いたします。 議案第 17 号、第 5 条、転用の関係になります。 申請番号 11 号、北浦安全寺字大台野 69－1、地目田、面積 2,239 m²、うち転用面積 500 m²。 渡し人が北浦の Q、受け人が五里合の株式会社 R。

駐車場及び資材置き場に使用するための一時転用となります。

転用期間につきましては、許可日から令和 8 年の 3 月 31 日までとなっております。

別添の資料、農地転用に関する図面をご覧ください。

まず、位置図ですが、1 ページ。

黄色い着色しているなまはげ大橋から船川方面にありますピンク色で囲まれている場所が、申請農地となります。

以前総会で、なまはげ大橋の工事に伴う仮設現場事務所として、Sが一時転用で、現場事務所を設置した農地になります。

3 ページの利用計画図ですが、こちらの中程の農地の内 69-1 に対して、四角で囲われている 500 m²が、使用面積となっております。

4 ページが、500 m²の中央面積の内訳となります。

内容としましては仮設トイレ、駐車場等、鉄板を敷く転用となっております。

5 ページが現況写真となります

お気づきかと思いますが、株式会社Rがすでに鉄板を敷いてしまってるというのが現況になります。

こちらにつきまして、事務局と、当日立ち会った農業委員の方からも、かなり厳しく指導しております。

厳重注意しなければならない状況ではありますが、過去Sに対し一時転用の許可しているところなので、こちらの申請を受けたという形になります。

説明は以上でございます。

議 長

以上、議案第 17 号の農地法第5条の農地転用ということで説明いたしました。

現地確認した委員は、10 番の武田一雄委員、3 番の伊藤淑榮委員です。

	説明員を3番の伊藤委員にお願いいたします。
伊藤淑榮 委員	10月17日一時転用ということで、武田委員、事務局長、株式会社Rの現場監督と5人で立ち会いました。 事務局が説明した通りであります。 現地では、草刈りをして鉄板を敷いている状況でした。 事前着工ということであるので、本来であれば鉄板は撤去してもらわなければならないと伝えましたが、今回は、前回も公共工事であり、今回限りと嚴重注意してきました。 皆さんからもご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	ただ今の、伊藤委員からの説明であります。これについて何かご意見ございませんか。
鈴木豊則 委員	説明のとおり、災害復旧の観点や鉄板式程度の事前着工、当該農地が耕作されていない農地であることを考慮すれば、嚴重注意のうえ許可ということでよいのではないかと。
議 長	皆さんがよろしければ、許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
一 同	異議なしの声あり
議 長	本件につきまして、申請通りに許可いたしますので、よろしくお願いいたします。 これで、全ての議事案件の審議が終了いたしました。

ありがとうございました。

次にその他の案件「農用地利用集積等促進計画の公告」について、事務局から説明をお願いします。

鈴木局長

それでは、議案書の 6 ページ一番最後のページをご覧ください。

補佐

その他案件ということで、農用地利用集積等促進計画の公告について、農地中間管理機構を通した、貸借の契約についてであります。

この案件に関しましては、以前、説明が出ておりましたが、所有者不明農地の貸借の案件であります。

この度、県知事の許可がおりたため、農地中間管理機構である公益社団法人秋田県農業公社が地主変わりとなり、申請者であるTと賃貸借契約するという内容になっております。

それでは詳細を説明いたします。

申請番号 1 号、野石字五明光 227 番 1 他 7 筆、地目田、面積計 14,070 m²

対価としましては、年間総額 14,700 円ということで、渡人が、公益社団法人秋田県農業公社、受け人がTということであります。

新規の 10 年契約で、10a 当たり 1,000 円という内容になっております。

水利費は、借り人負担ということであります。

小作料が大分低く設定しておりますが、こういった所有者不明農地の場合、小作料は法務局の方に供託されるという形になります。

供託され積み立てられた供託金に関しては、今後、相続人が現れた時に、相続人の申し立てにより支払われるということになります。

そのような事情で、公益社団法人秋田県農業公社からも、小作料は高く設定しなくてもいい、自由設定だということで、今回他市での前例を受けまして、10a あたり1,000 円という、金額に設定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

この件に関しましては、所有者がわからず耕作できない農地を、耕作できるように、農地中間管理機構の預かりで貸借できる手法ですので、今後は増えることが予想されます。

皆さんからも、相談があった際には対応をよろしくお願いいたします。

本件につきまして、何かご意見ございませんか。

加藤和洋
委員

今まで誰か耕作している者がいたのですか。

鈴木局長
補佐

耕作者がいたのですが、高齢により耕作できず、2年くらい耕作されていない農地です。

加藤和洋
委員

誰か管理している者がいるのですか。

鈴木局長
補佐

前耕作者がやめてからは、いない状況です。

議 長

暫時休憩いたします。

再開いたします。

他に何かありませんか。

一 同

異議なし

議 長

本件につきましては、異議がないようですので、公益社団法人秋田県農業公社へ
公告認可を要請いたします。

その他何かありますか。

鈴木局長

それでは、その他案件ということで、皆様にお配りしております「農業委員会の法
令遵守の申し合わせ決議」という資料をご覧ください。

補佐

今回、秋田県農業会議から、この法令遵守の申し合わせについて、総会におい
て、申し合わせ決議をして下さいということでありました。

本決議は、農業委員が農業委員たる自覚を持ち、法律を守って活動いたしますと
いう決意を、総会において申し合わせるものであります。

この件に関しては、事務局の朗読をもって、申し合わせ決議したいと思いますの
で、よろしくお願いします。

～「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。」読み上げ～

議 長

法令順守の申し合わせということで、皆さんは既に理解されていることとは思いま
すが、これについて何かご意見ございませんか。

加藤和洋 委員	申し合わせ決議の内容につきましては、当然理解しており、順守すべきものであると心得ておりますが、事務局についても、ここ数年でいくつか不手際がありましたので、コンプライアンスを徹底してもらいたいと思います。
議 長	わかりました。 十分気をつけますので、今後ともよろしくお願いします。 他に何かありませんか。
浅井主事	それでは、私の方から報告、何点かございます。 まず1つ、農地転用に関わる部分ですが、昨今、大雨の災害復旧に伴う農地転用の案件が何件かご審議いただいておりますが、転用の必要なもの、必要ではないものについて県の転用担当と認識の共有をした結果、災害復旧に関わる工事に限って、県発注の工事で、その工事の発注計画で、仮設道路や、現場事務所設置において農地を使用する場所の選定を、発注元である県が行った場合は、転用の許可不要だということです。 ただ、許可不要とはいえ、農業委員会で何も把握できないというのは、問題があるため、発注を請負った事業者から、図面と農地改良届を、事務局へ提出いただくということで今整理しております。 工事発注者の方で、用地を選定しないで請負った事業者が使用する農地を選ぶ場合は、農地転用の許可が必要になるということであったので、転用が必要な農地をどちらが選定するかで、転用の許可の有無が変わってくるということでした。 共通認識ということでご報告いたします。

浅井主事	もう1点については、現在、農地の貸借売買問わず、契約の際に登記の全部事項証明書の添付いただいてますが、10月の末に、晴れて今年の6月から申請しておりました「登記情報連携システム」が、市の事務局でも使えるようになりましたので、農地の権利移動に関わる登記の添付が、これから不要になります。 事務局の方で登記情報を確認できるようになりましたので、法令に基づいた登記の添付が不要になるということでした。 1点だけ、公社を通した売買(貸借はOK)に限っては、法務局から取得した登記でなければ手続きを受けないと、公社の担当から回答をもらいました。 公社では、登記の添付不要になるように検討中ということでしたので、今のところは登記の添付が必要になります。 それ以外は登記の添付が不要になりますので、今私の方からご報告いたします。以上です。
議 長	他に何かありませんか。
鈴木局長 補佐	私から、11月13日と19日に行われる予定の、農地パトロールのメンバーを書いた1枚ものの資料を配布しております。 この通りの日程で、当日開催したいと思います。 コースにつきましては、事務局で当日までに選定して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。 また、急遽、都合が悪いということがあれば、事務局に連絡をお願いします。
議 長	他なにかありませんか。 なければこれで終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。